

加盟団体責任者 様

埼玉県卓球協会会長 土屋 品子

## 第77回 国民体育大会卓球競技成年の部 埼玉県予選会実施要項

1. 主 催 埼玉県 埼玉県教育委員会 (公財) 埼玉県スポーツ協会
2. 主 管 埼玉県卓球協会
3. 期 日 2022年6月18日(土) 一次予選 6月19日(日) 二次予選
4. 会 場 一次予選 スポーツ総合センター (048-774-5551) 午前9時00分 開館  
二次予選 スポーツ総合センター (048-774-5551) 午前9時00分 開館
5. 競技種目 ①成年男子 ②成年女子
6. 試合方法 一次…トーナメント方式  
二次…リーグ戦方式
7. 参加資格
  - (1) 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年または少年の種別に参加することができる。  
ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者。  
イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生及び生徒。但し、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生(主に高校生)及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項が定める参加申込締切時に一年以上在籍していること。また、留学生(主に大学生)については、参加できない。  
ウ) 参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者。
  - (2) 各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。
  - (3) 第75回大会又は第76回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、ア)～エ)を除き、第75回大会又は第76回大会と異なる都道府県から参加することはできない。  
**ただし、第75回大会(延期)、第76回大会(中止)に伴う参加資格等の対応は「不参加」、ふるさと登録は「無効」として取り扱うため今回は2大会の間を置かなくとも前回大会と異なる都道府県から参加することができる。**  
ア) 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者  
イ) 結婚又は離婚に係る者  
[注] ア) 及びイ) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。  
ウ) ふるさと選手制度を活用する者(「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)  
エ) 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)
  - (4) 選手及び監督の兼任は、同一種別に限る。
  - (5) 前記(1)～(4)のほか、選手については次のとおりとする。  
ア) 参加選手は冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。  
イ) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。  
ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。  
エ) ドーピング・コントロール検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
  - (6) 監督は、(公財)日本卓球協会が認定する公認審判員以上の審判員資格を有する者で、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認卓球コーチ4、公認卓球コーチ3、公認卓球コーチ2のいずれかの資格を満たす者とする。  
※ 国体関東ブロック大会で特別な事情で選手変更をしなければならない場合、変更する選手は、予選会に参加した次点の選手とする。
8. 所属都道府県 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかを属する都道府県から選択することができる。

- (1) 成年種別  
 ア) 居住地を示す現住所（現住所とは住民登録がなされ、日常生活をしている所を指す）  
 イ) 勤務地  
 ウ) ふるさと（国民体育大会ふるさと選手制度による）  
 ※大学生の場合は、「居住地を示す現住所」又は「ふるさと」のいずれかを選ぶことができる。但し、「ふるさと」の場合、【国民体育大会ふるさと選手制度】（下記参照）による。
- (2) 少年種別  
 ア) 居住地を示す現住所（現住所とは住民登録がなされ、日常生活をしている所を指す）  
 イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地  
 ウ) 勤務地  
 ※上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から本大会終了時まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。但し、次の者はこの限りではない。  
 ・少年種別の選手が「一家転住」した場合。

## 9. 選手の年齢基準

- (1) 成年種別は2004年4月1日以前に生まれた者であること。  
 (2) 少年種別は2004年4月2日から2008年4月1日までの間に生まれた者であること。（中学3年生を含む）

### 別記【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項「参加資格及び年齢基準等」に基づき下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。  
 ア) 居住地を示す現住所  
 イ) 勤務地  
 ウ) ふるさと（国民体育大会ふるさと選手制度による）
- (2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地が属する都道府県とする。
- (3) ふるさと選手制度を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。  
 ふるさと選手制度を活用する者は、毎年、登録または申請のどちらかが必要なので、**大会当日印鑑を持参すること**。又、埼玉県卓球協会の年会費等を納入すること。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-①-ウ（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (5) ふるさと選手制度の活動については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

## 10. 競技ルール

現行の日本卓球ルールによる。

## 11. 使用用具

日本卓球協会公認プラスチックボール（ニッタク）

## 12. 参加料

1名につき 1,000円

## 13. 申込方法

必要事項を申込書に記入し、参加料を添え、現金書留で下記の場所に郵送すること。  
 参加料を添えていない申し込みは受け付けない。

## 14. 申込先

〒338-0832 さいたま市桜区西堀5-5-8

TTC浦和内 埼玉県卓球協会 宛

## 15. 申込締切

2022年5月25日（水）～6月3日（金）まで期間内必着のこと。

## 16. その他

- (1) 日本卓球協会のゼッケンを必ず着用すること。  
 (2) 日本卓球協会公認ユニフォームを着用すること。  
 (3) 棄権者の参加料は返還しない。  
 (4) 前年度、埼玉県外で代表になった方は、その実績を申し込み用紙下の余白にお書きください。